

第2節 水・土壌環境の保全

1 現 状

(1) 水質汚濁に係る環境基準類型指定状況

水質汚濁に係る環境基準は、公共用水域の水質について達成し維持することが望ましい基準を定めたものであり、人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）と生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）からなっています。

また、人の健康の保護に関する環境基準は、全ての公共用水域について一律に適用され、かつ直ちに達成・維持されるよう努めるものとされています。生活環境の保全に関する環境基準については、国もしくは都道府県知事が各水域ごとに利用目的等に応じてそれぞれ類型を指定し、それぞれの水域ごとに基準値及び達成期間が設定されています。

本県においては、BOD等に係る環境基準について、これまで37河川（43水域）、4湖沼（4水域）、8海域（24水域）の類型指定を行っています。

また、湖沼の全窒素及び全りんに係る環境基準については、4湖沼の類型指定を行っていますが、全窒素については当分の間適用しないこととしています。

一方、海域の全窒素及び全りんに係る環境基準については、2海域の類型指定を行っています。

(2) 公共用水域（河川）の環境基準の見直し

公共用水域の水質汚濁防止を目的として、水質の改善傾向が将来にわたり確実な水域（河川）について、水質汚濁防止法に係る環境基準の類型当てはめの見直しを行いました。

見直し内容（平成20年3月28日付け告示）

水 域 名（基準点）	類 型	
	改正前	改正後
川内川下流（小介）、肝属川下流（第二有明橋）	B	A
肝属川上流（河原田橋）	C	B

(3) 公共用水域の水質現況

県では、水質汚濁防止法第15条の規定により、県内の公共用水域の水質常時監視調査を毎年実施していますが、平成19年度の調査概要は以下のとおりです。

① 水質調査実施状況

ア 調査対象

(イ) 環境基準類型指定水域

37河川44水域、4湖沼4水域、8海域24水域 計72水域

(ロ) その他

17河川18水域

イ 調査回数 1水域あたり年1～12回

ウ 調査機関 鹿児島県、鹿児島市、鹿屋市、国土交通省

② 調査結果の概況

ア 健康項目

人の健康の保護に関する環境基準項目について106地点で調査した結果、河川において「砒素」が1地点で環境基準値を超過しました。

なお、湖沼、海域においては、環境基準値を超過した地点はありませんでした。

(表1-29, 資料編2-(1)-①)

イ 生活環境項目

環境基準の類型指定を行っている72水域の環境基準達成率は、84.7%(61水域/72水域)であり、平成18年度と比べると3.5%下がりました。

(表1-30, 資料編2-(1)-②)

表1-29 健康項目の達成状況(平成19年度)

項 目	河 川		湖 沼		海 域		計	
	調 査 地点数	超 過 地点数	調 査 地点数	超 過 地点数	調 査 地点数	超 過 地点数	調 査 地点数	超 過 地点数
カドミウム	22	0	2	0	9	0	33	0
全シアン	26	0	2	0	9	0	37	0
鉛	26	0	2	0	9	0	37	0
六価クロム	22	0	2	0	9	0	33	0
砒素	29	1	2	0	9	0	40	1
総水銀	26	0	2	0	26	0	54	0
メチル水銀	0	0	2	0	0	0	2	0
P C B	6	0	2	0	0	0	8	0
ジクロロメタン	20	0	2	0	9	0	31	0
四塩化炭素	20	0	2	0	9	0	31	0
1,2-ジクロロエタン	20	0	2	0	9	0	31	0
1,1-ジクロロエチレン	20	0	2	0	9	0	31	0
シス-1, 2-ジクロロエチレン	20	0	2	0	9	0	31	0
1,1,1-トリクロロエタン	20	0	2	0	9	0	31	0
1,1,2-トリクロロエタン	20	0	2	0	9	0	31	0
トリクロロエチレン	20	0	2	0	9	0	31	0
テトラクロロエチレン	20	0	2	0	9	0	31	0
1,3-ジクロロプロペン	20	0	2	0	9	0	31	0
チウラム	20	0	2	0	9	0	31	0
シマジン	20	0	2	0	9	0	31	0
チオベンカルブ	20	0	2	0	9	0	31	0
ベンゼン	20	0	2	0	9	0	31	0
セレン	20	0	2	0	9	0	31	0
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	71	0	2	0	9	0	82	0
ふっ素	20	0	2	0	0	0	22	0
ほう素	20	0	2	0	0	0	22	0
計 26 項目	78	1	2	0	26	0	106	1

表 1-30 環境基準（河川BOD、湖沼、海域COD）達成率の推移（単位：％）

区 分	平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度	
	県	全国	県	全国	県	全国	県	全国	県	全国
河 川	93.8 (45/48)	87.4	97.9 (47/48)	89.8	93.8 (45/48)	87.2	95.8 (46/48)	91.2	90.9 (40/44)	90.0
湖 沼	100.0 (4/4)	55.2	100.0 (4/4)	50.9	100.0 (4/4)	53.4	100.0 (4/4)	55.6	50.0 (2/4)	50.3
海 域	62.5 (15/24)	76.2	75.0 (18/24)	75.5	62.5 (15/24)	76.0	70.8 (17/24)	74.5	79.2 (19/24)	78.7
全 体	84.2 (64/76)	83.8	90.8 (69/76)	85.2	84.2 (64/76)	83.4	88.2 (67/76)	86.3	84.7 (61/72)	85.8

※1（ ） 書きは、達成水域数／類型指定水域数

2 環境基準の達成評価は、類型指定を行っている水域で行い、河川はBOD、海域及び湖沼はCODのそれぞれ75％値により行うことになっている。

(4) 類型指定水域の水質状況

① 河 川

ア 調査対象水域及び調査回数

37河川44水域、年4～12回

イ 生活環境項目

BOD75％値の環境基準の達成率は、90.9％(40水域／44水域)であり、平成18年度と比べると4.9％下がりました。

【前年度との比較】

- ・達成から未達成となった水域：折口川、稲荷川上流、永田川
- ・連続して未達成となった水域：菱田川
- ・未達成から達成となった水域：山原川

（表1-31、表1-32、表1-33、図1-8、図1-9、
資料編2-(1)-②-ア、イ）

表 1-31 河川において特に水質良好な水域（平成19年度）（単位：mg/L）

水 域 名	基 準 点	類型及び環境基準値	BOD
本 城 川 上 流	内之野橋下流（垂水市）	AA（1以下）	0.5未満
雄 川	雄 川 橋（南大隅町）	A（2以下）	0.5未満
高 松 川	浜 田 橋（阿久根市）	A（2以下）	0.5未満
溝之口川上流	中 谷 橋（曾 於 市）	A（2以下）	0.5未満

※ BOD75％値

表 1-32 河川における環境基準未達成水域（平成19年度）（単位：mg/L）

水 域 名	基 準 点	類型及び環境基準値	BOD
菱 田 川	菱 田 橋（志布志市）	A（2以下）	2.7
折 口 川	山 島 橋（阿久根市）	A（2以下）	2.9
稲 荷 川 上 流	水 車 入 口 橋（鹿児島市）	A（2以下）	2.3
永 田 川	新 永 田 橋（鹿児島市）	B（3以下）	3.5

※ BOD75％値

表 1—33 河川におけるBODの環境基準達成状況（平成19年度）

（単位：mg/L）

水 域	範 囲	基 準 点	該 当 類 型	B O D	達 成 状 況
米之津川	全 域	米之津橋	A (2 県)	0.7	○
高尾野川	全 域	桜 橋	A (2 県)	<0.5	○
		出水橋		1.1	○
折口川	全 域	田島橋	A (2 県)	2.9	×
高松川	全 域	浜田橋	A (2 県)	<0.5	○
川内川上流	曾木の滝から上流	曾木大橋	A (2 県)	0.7	○
川内川中流	鶴田から三堂川合流点まで	中 郷	A (2 県)	1.0	○
川内川下流	三堂川合流点の河口まで	小 倉	B (3 県)	1.5	○
五反田川上流	上水道取水口から上流	上水道取水口	A (2 県)	0.7	○
五反田川下流	上水道取水口から下流	五反田橋	B (3 県)	3.0	○
八房川	全 域	川上橋	A (2 県)	0.9	○
大里川	全 域	恵比須橋	A (2 県)	0.9	○
神之川	全 域	大渡橋	A (2 県)	0.8	○
万之瀬川上流	広瀬橋から上流	向添橋	A (2 県)	0.7	○
万之瀬川下流	広瀬橋から河口まで	花川橋	B (3 県)	1.1	○
		万之瀬橋		1.1	○
加世田川	全 域	田中橋	A (2 県)	1.1	○
花渡川	全 域	上水道取水口	A (2 県)	0.5	○
		第一花渡橋		1.0	○
和田川	全 域	潮見橋	B (3 県)	1.3	○
永田川	全 域	新永田橋	B (3 県)	3.5	×
脇田川	全 域	南川橋	B (3 県)	1.6	○
新 川	全 域	鶴ヶ崎第二橋	B (3 県)	1.4	○
中突川	全 域	河頭大橋	A (2 県)	1.1	○
		岩崎橋		1.3	○
		松方橋		1.1	○
稲荷川上流	水申入口橋から上流	水申入口橋	A (2 県)	2.3	×
稲荷川下流	水申入口橋から下流	黒岩原橋	B (3 県)	2.1	○
思 川	全 域	吉木水流橋	A (2 県)	1.2	○
別府川	全 域	岩淵橋	A (2 県)	0.8	○
網掛川	全 域	田中橋	A (2 県)	1.1	○
天降川	全 域	新川橋	A (2 県)	1.0	○
中津川	全 域	大飼橋	A (2 県)	0.6	○
検校川	全 域	検校橋	A (2 県)	1.1	○
本城川上流	内之野橋500m下流から上流	内之野橋下流	AA (1 県)	<0.5	○
本城川下流	内之野橋500m下流から下流	中洲橋	A (2 県)	1.2	○
高須川	全 域	高須橋	A (2 県)	0.6	○
神ノ川	全 域	神ノ川橋	A (2 県)	0.6	○
雄 川	全 域	雄川橋	A (2 県)	<0.5	○
肝属川上流	河原田橋から上流	河原田橋	C (5 県)	4.2	○
肝属川下流	河原田橋から河口まで	第二有明橋	B (3 県)	1.2	○
串良川	全 域	串良橋	A (2 県)	1.1	○
田原川	全 域	河川300m上流	C (5 県)	4.0	○
菱田川	全 域	菱田橋	A (2 県)	2.7	×
安楽川	全 域	安楽橋	A (2 県)	1.0	○
前 川	全 域	権現橋	A (2 県)	0.6	○
大淀川上流	宮崎県境から上流	新割田橋	A (2 県)	1.2	○
横市川上流	宮崎県境から上流	宝来橋	A (2 県)	0.8	○
溝之口川上流	庄内川合流点から上流	中谷橋	A (2 県)	<0.5	○

※ BOD 75%値

② 湖 沼

ア 調査対象水域及び調査回数

4 湖沼 4 水域 年 6 ～ 12 回

イ 生活環境項目

COD に係る環境基準については、鶴田ダム貯水池と高隈ダム貯水池の 2 箇所が達成できませんでした。

また、全りん（T-P）に係る環境基準については、鶴田ダム貯水池が達成できませんでした。（表 1-34、図 1-9、図 1-10、資料編 2-（1）②ウ、エ）

表 1-34 湖沼における COD 及び全りんの環境基準達成状況（平成 19 年度）（単位：mg/L）

水 域	範 囲	基 準 点	該 当 類 型	C O D	達成 状況
				全 り ん	
池 田 湖	全 域	3 地点	A (3以下)	1.9	○
			II (0.01以下)	0.005	○
鶴田ダム貯水池	全 域	2 地点	A (3以下)	2.7 , 3.6	×
			IV (0.05以下)	0.054 , 0.069	×
鰻 池	全 域	1 地点	A (3以下)	2.5	○
			II (0.01以下)	0.006	○
高隈ダム貯水池	全 域	2 地点	A (3以下)	2.4 , 3.3	×
			III (0.03以下)	0.011 , 0.016	○
計 4 水域		8 地点	達成水域数 : COD 2/4, 全りん 3/4		

COD は全層（日間平均値）の 7.5 % 値、全りんは表層の年間平均値

③ 海 域

ア 調査対象水域及び調査回数

8 海域 24 水域 年 2 ～ 6 回

イ 生活環境項目

COD に係る環境基準の達成率は、79.2%（19 水域／24 水域）であり、平成 18 年度と比べると 8.4% 上がりました。

また、全窒素、全りんに係る環境基準については、鹿児島湾、八代海南部海域ともに達成していました。

【前年度との比較】

・達成から未達成となった水域

な し

・連続して未達成となった水域

鹿児島湾（1）、薩摩半島西部海域（2）、大隅半島東部海域（2）、（3）、（4）

・未達成から達成となった水域

八代海南部海域（2）、（3）

※（ ）の数字は水域名です。

（表 1-35、表 1-36、図 1-8、図 1-11、資料編 2-（1）-②-カ、キ）

表 1—35 海域におけるCODの環境基準達成状況（平成19年度）

（単位：mg/L）

水 域	範 囲	調査点 (地点)	調査期間 達成地点数	該当 類型	COD	達成 状況
八代海南部海域 (1)	米之津港	1		B (3 2F)	1.9	○
" (2)	米之津川河口海域	1		A (2 2F)	2.0	○
" (3)	全域から上記を除く海域	5		A (2 2F)	1.3～1.9	○
薩摩半島西部海域 (1)	阿久根港海域	2		B (3 2F)	2.0, 2.3	○
" (2)	万之瀬川河口海域	1	1	A (2 2F)	2.4	×
" (3)	全域から上記及び下記を除く海域	4		A (2 2F)	1.3～1.7	○
" (4)	川内港海域	1		B (3 2F)	1.6	○
" (5)	串木野港海域	1		B (3 2F)	1.9	○
薩摩半島南部海域	全 域	3		A (2 2F)	1.3～1.9	○
鹿児島湾 (1)	全域から下記を除く海域	17	14	A (2 2F)	1.7～3.4	×
" (2)	鹿児島港本港区	1		B (3 2F)	2.5	○
" (3)	" 南港区	1		B (3 2F)	2.7	○
" (4)	" 木材港区	1		B (3 2F)	2.7	○
" (5)	" 谷山一区	1		B (3 2F)	2.5	○
" (6)	" 谷山二区	2		B (3 2F)	2.5, 2.6	○
" (7)	山川港	1		B (3 2F)	2.5	○
大隅半島東部海域 (1)	志布志港	1		B (3 2F)	1.5	○
" (2)	菱田川河口海域	1	1	A (2 2F)	2.2	×
" (3)	肝属川河口海域	1	1	A (2 2F)	2.5	×
" (4)	全域から上記を除く海域	7	3	A (2 2F)	1.4～2.5	×
西之表港海域	全 域	2		A (2 2F)	1.0, 1.1	○
名瀬港海域 (1)	新川河口海域	1		B (3 2F)	1.0	○
" (2)	全域から上記を除く海域	2		A (2 2F)	0.8, 0.9	○
奄美大島本島海域	名瀬港海域を除く奄美大島本島地区海域	4		A (2 2F)	0.9～1.2	○
計 24 水域		62	20	達成水域 19 / 24		

※ CODは全県（11箇平均値）の75%値

表 1—36 海域における全窒素、全りん的环境基準達成状況（平成19年度）（単位：mg/L）

海 域 名	範 囲	基 準 点	該 当 類 型	全窒素	達 成 状 況
				全りん	
鹿児島湾海域	全 域	26 地点	Ⅱ (0.3以下) (0.03以下)	0.19	○
				0.022	○
八代海南部海域	全 域	7 地点	Ⅰ (0.2以下) (0.02以下)	0.15	○
				0.018	○

※ 全窒素、全りんは表層の年間平均値

図 1 - 8 平成19年度県内公共用水域環境基準達成状況（河川、湖沼、海域）

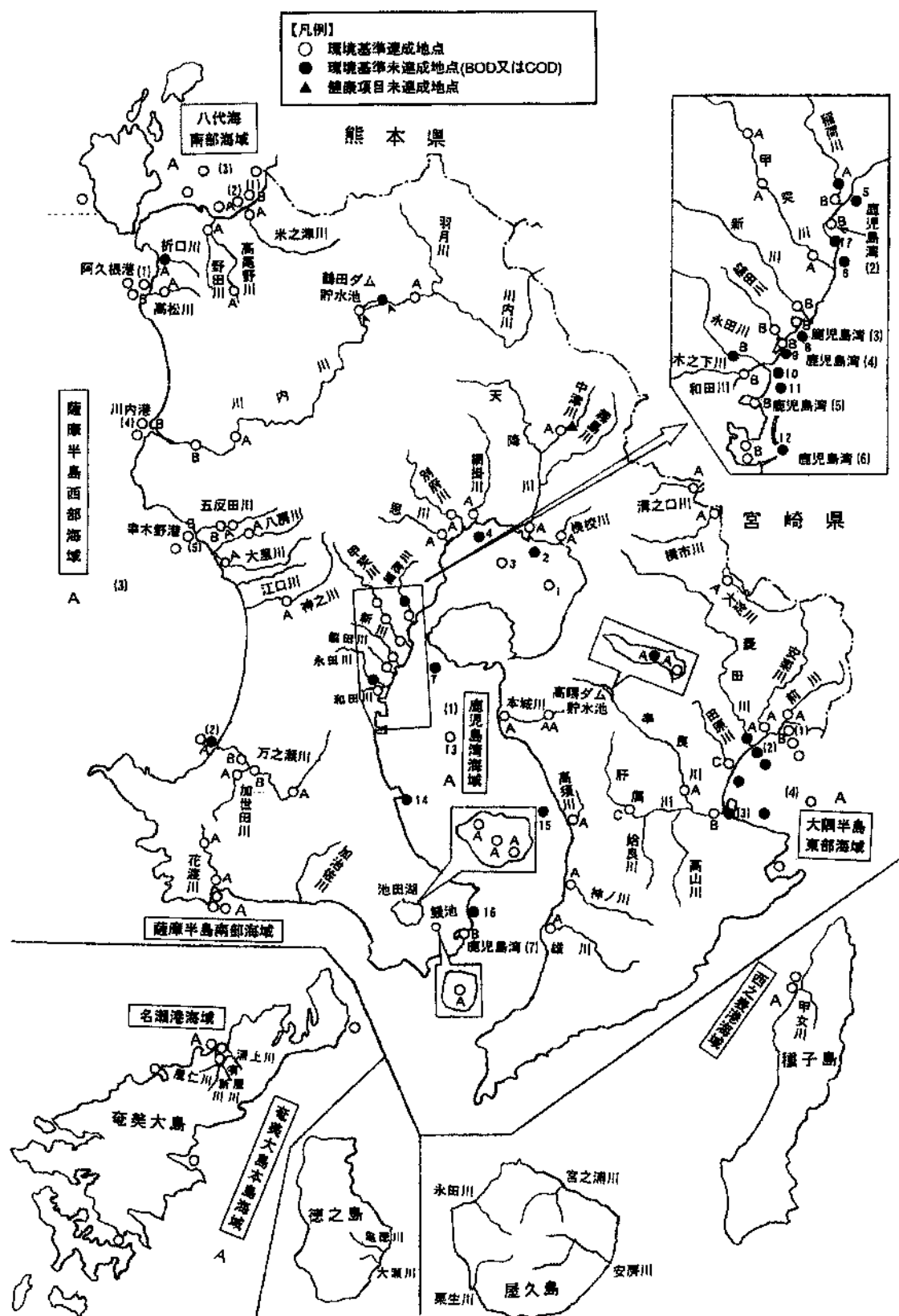
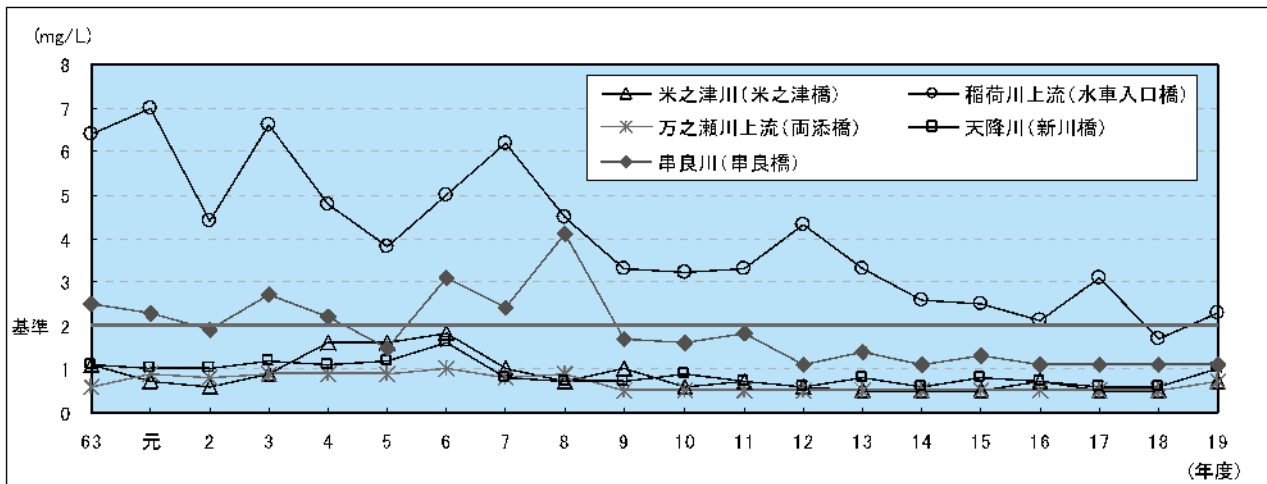
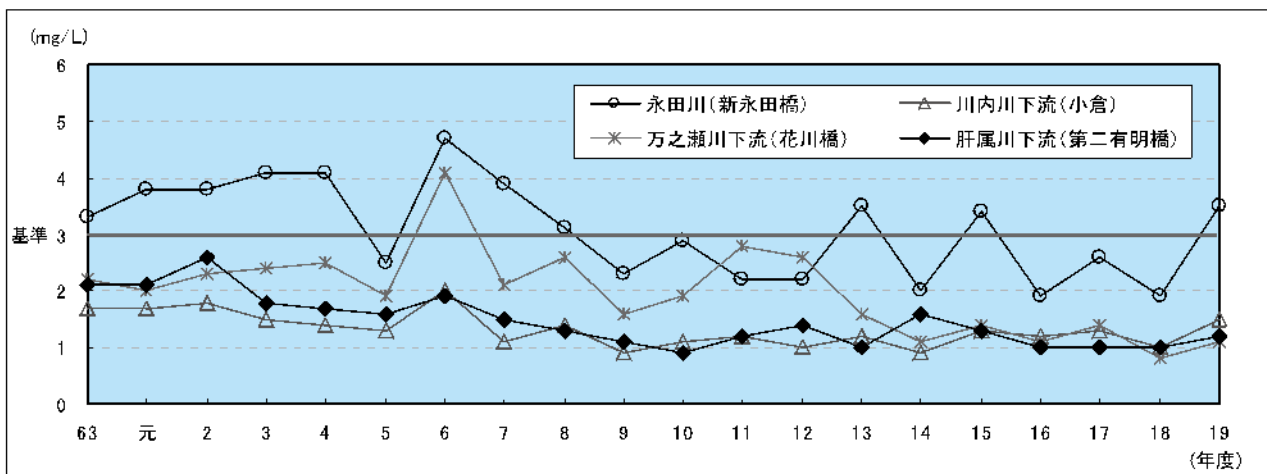


図 1 - 9 県内主要河川の水質の経年変化（BOD75%値）

該当類型【A】



該当類型【B】



該当類型【C】

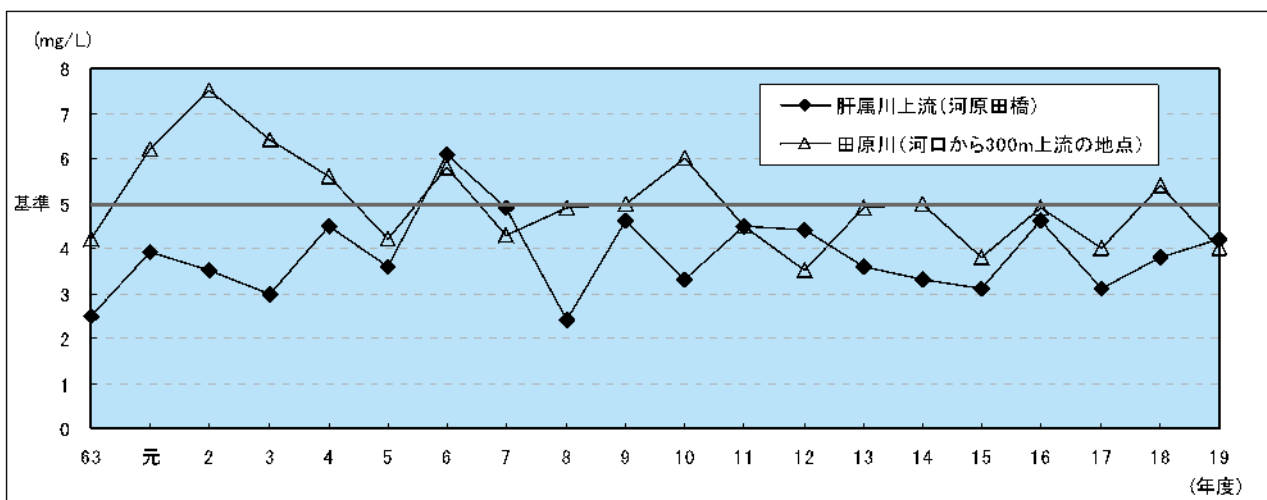
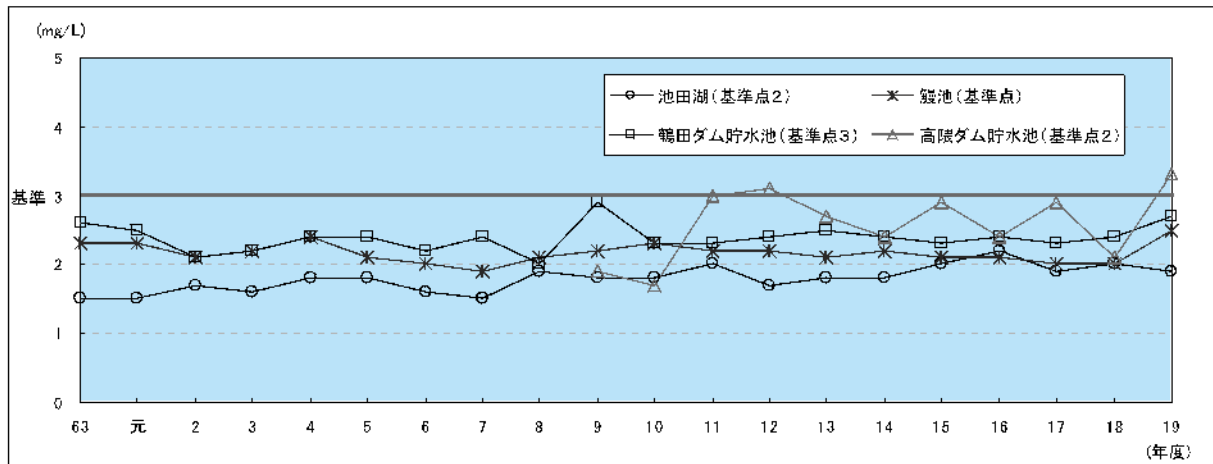
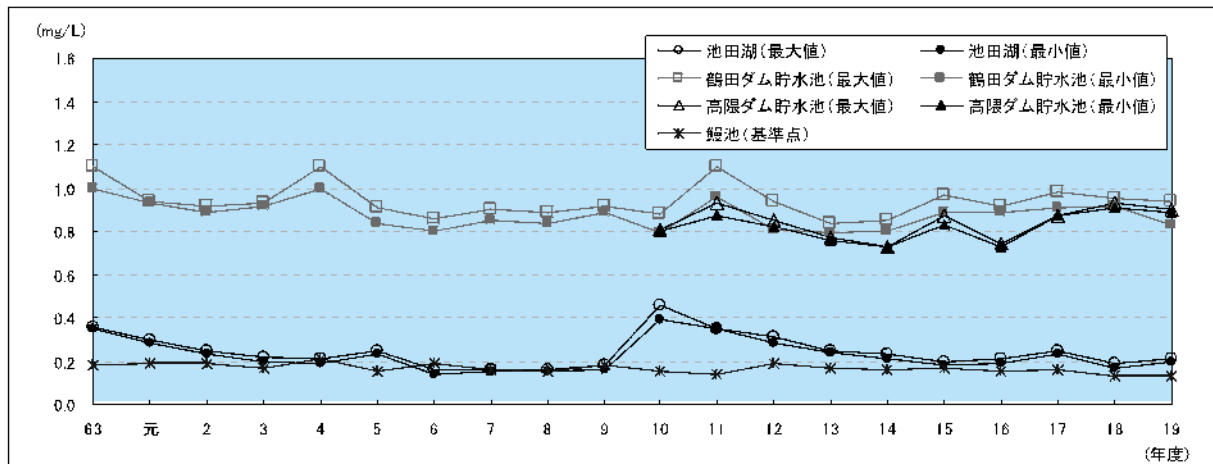


図 1-10 県内主要湖沼の水質の経年変化（COD75%値）

該当類型 [A]

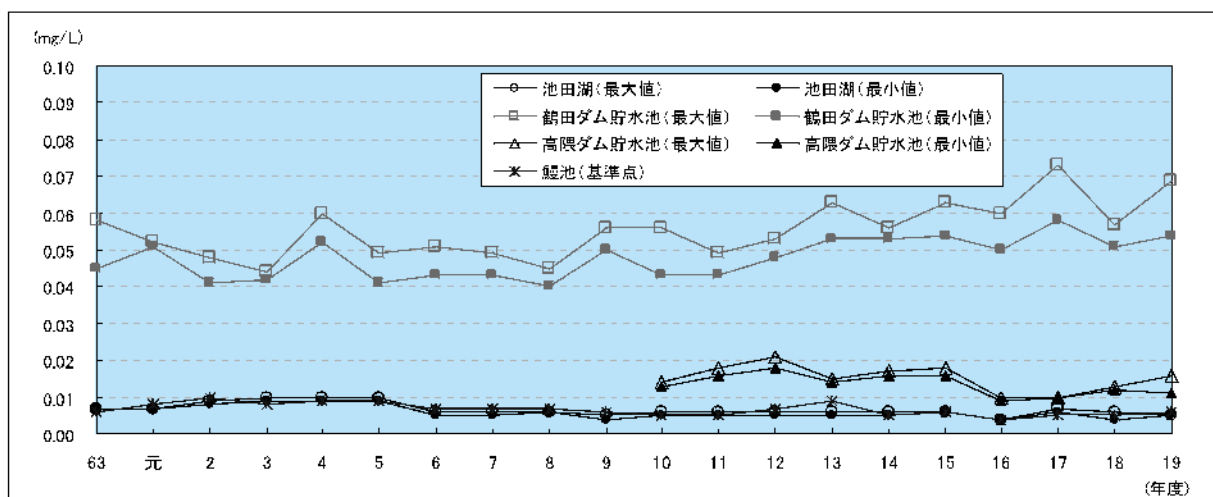


全窒素 表層年間平均値



※ 環境基準値は、当分の間適用しない。

全りん 表層年間平均値

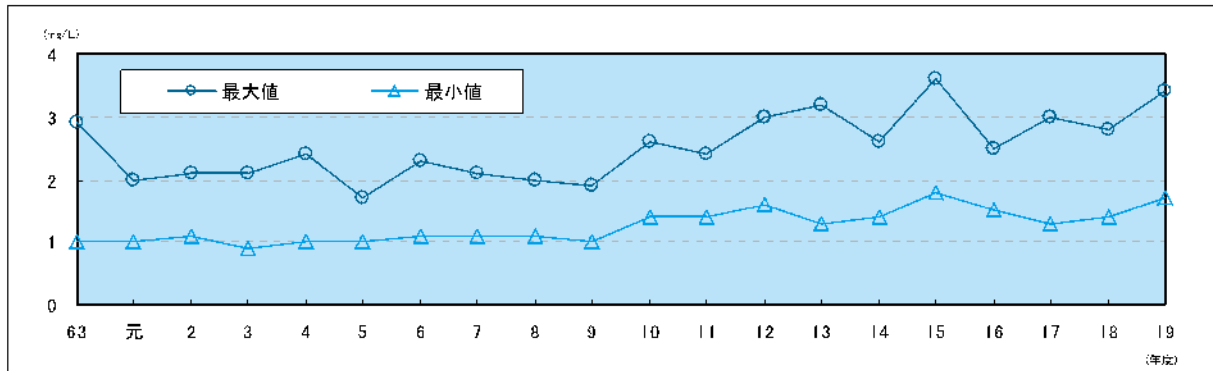


該当類型：池田湖 | II | ，鯉池 | II | ，高隈ダム貯水池 | III | ，鶴田ダム貯水池 | IV |

図 1-11 県内主要海域の水質の経年変化 (COD75%値)

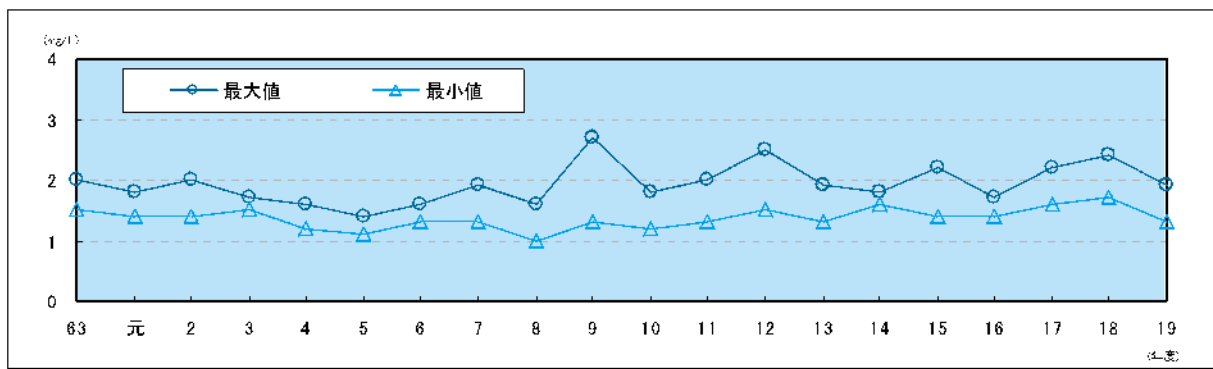
—鹿児島湾(1)—

該当類型 [A]



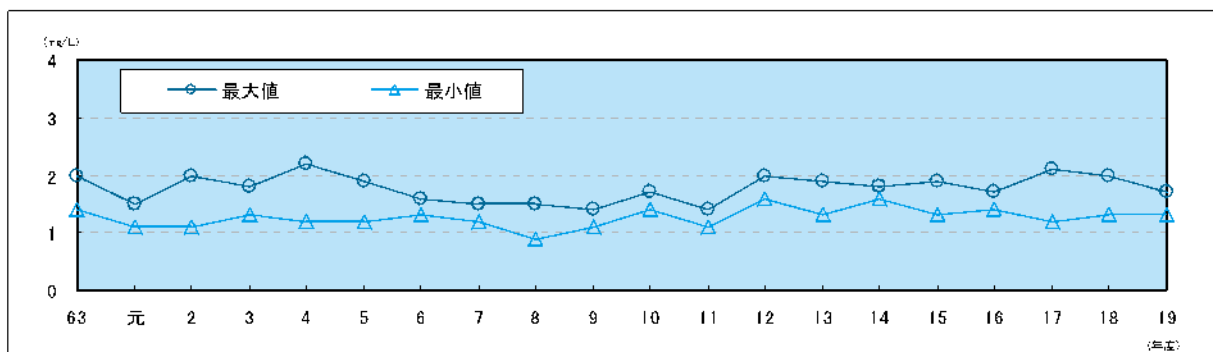
—八代海南部海域(3)—

該当類型 [A]



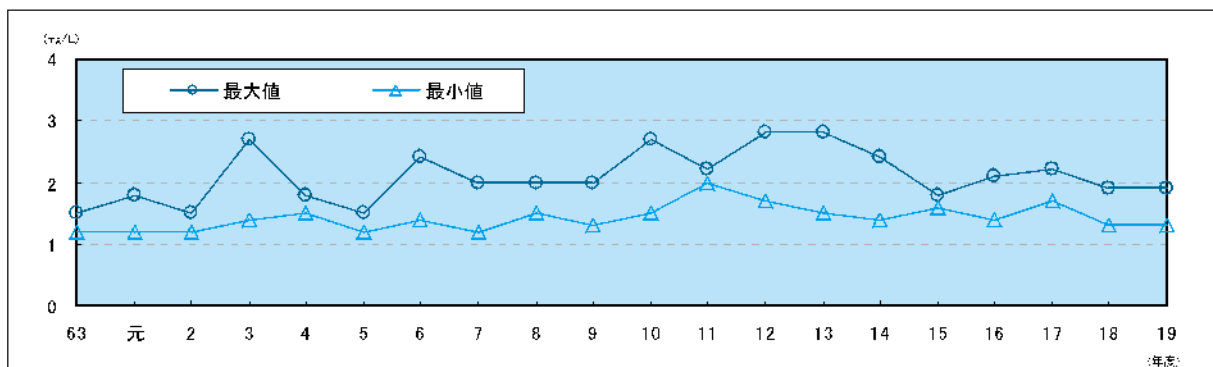
—薩摩半島西部海域(3)—

該当類型 [A]



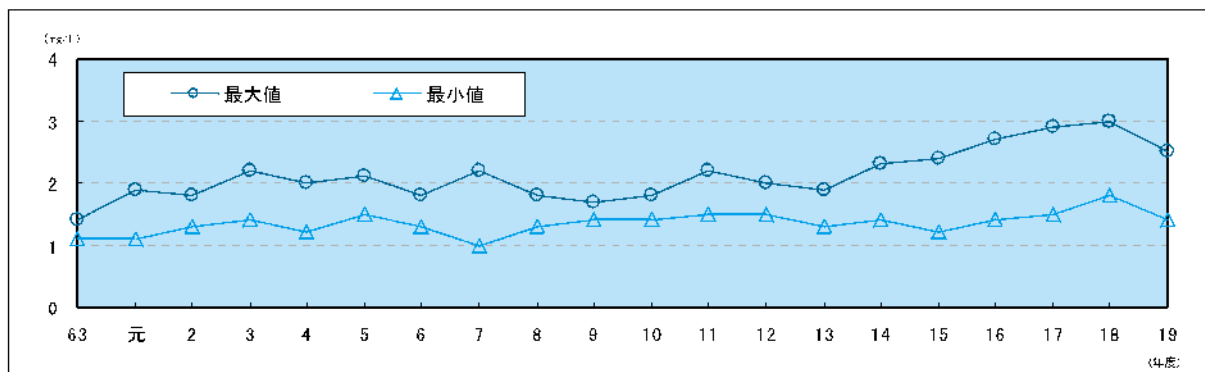
—薩摩半島南部海域—

該当類型 [A]



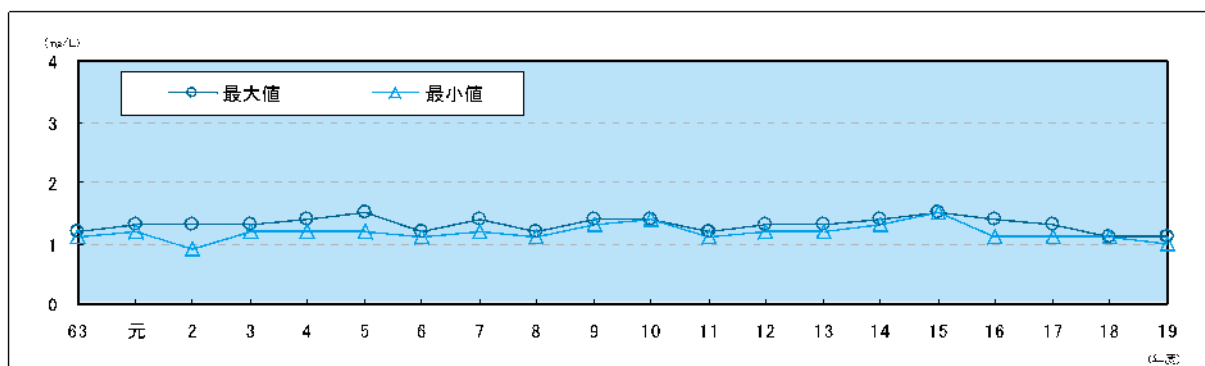
—大隅半島東部海域(4)—

該当類型 [A]



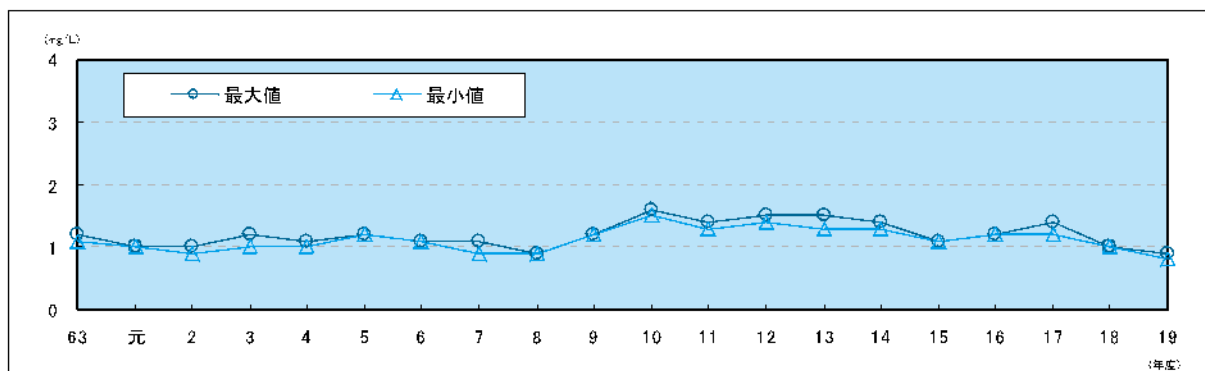
—西之表港海域—

該当類型 [A]



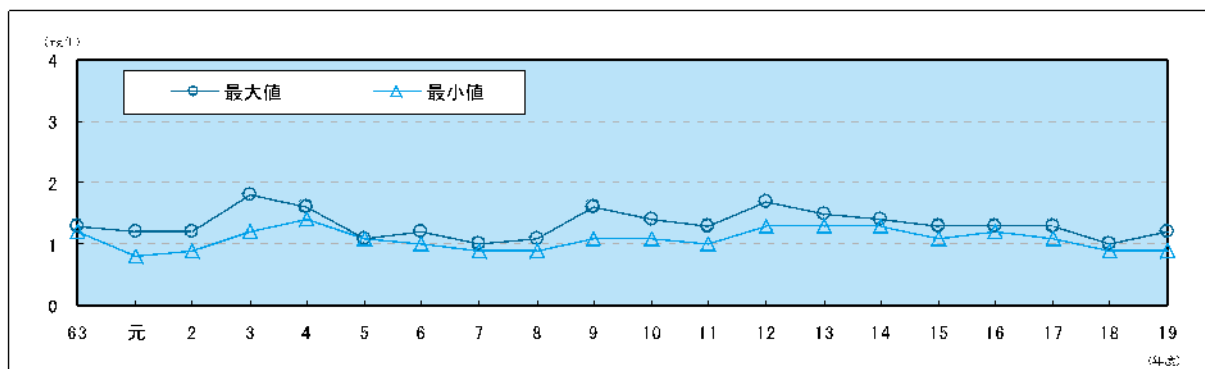
—名瀬港海域(2)—

該当類型 [A]



—奄美大島本島海域—

該当類型 [A]



(5) 地下水の水質現況

県では、水質汚濁防止法第15条の規定により、県内の地下水の水質常時監視調査を毎年実施していますが、平成19年度の調査概要は以下のとおりです。

① 水質調査実施状況

ア 調査の区分

(ア) 概況調査

地域の全体的な地下水の水質の概況を把握するために実施する地下水の水質調査

(イ) 汚染井戸周辺地区調査

概況調査等により、新たに発見された汚染について、その汚染範囲を確認するために実施する地下水の水質調査

(ウ) 定期モニタリング調査

汚染井戸周辺地区調査等により確認された汚染の継続的な監視等、経年的なモニタリングとして定期的に行う地下水の水質調査（表1-37）

表1-37 調査担当機関と項目数（平成19年度）

調査機関	調査の区分	地点数 (井戸数)	環境基準項目検体数
鹿児島県	概況調査	36	397
	定期モニタリング調査	37	70
	小計	73	467
鹿児島市	概況調査	45	587
	汚染井戸周辺地区調査	10	62
	定期モニタリング調査	40	1,133
	小計	95	1,782
薩摩川内市	定期モニタリング調査	10	60
	小計	10	60
国土交通省	定期モニタリング調査	13	100
	小計	13	100
計	概況調査	81	984
	汚染井戸周辺地区調査	10	62
	定期モニタリング調査	100	1,363
合	計	191	2,409

イ 調査対象市町村

工場・事業場の立地状況や地下水の利用の状況等を勘案し、年次計画的に地域を選定して実施しています。

平成19年度は、下記の19市町で調査を実施しました。

鹿児島市、枕崎市、阿久根市、出水市、大口市、指宿市、薩摩川内市、曾於市、いちき串木野市、霧島市、南さつま市、南九州市、さつま町、長島町、菱刈町、湧水町、東串良町、肝付町、和泊町

ウ 測定項目

環境基準項目（25項目）

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、PCB、セレン、ベンゼン、ふっ素、ほう素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

② 調査結果の概要

ア 概況調査

14市町の81井戸の概況調査を実施したところ、環境基準超過が確認されたのが2市の7井戸です。項目は、砒素が3井戸、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が2井戸、ふっ素が2井戸でした。

イ 汚染井戸周辺地区調査

1市の10井戸で汚染井戸周辺地区調査を実施したところ、2井戸で基準超過でした。項目は、砒素1井戸、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が1井戸でした。

ウ 定期モニタリング調査

これまで環境基準超過が判明していた井戸を中心に16市町の100井戸について定期モニタリング調査を実施したところ、13市町の41井戸が環境基準超過でした。項目は、砒素が3井戸、トリクロロエチレンが1井戸、テトラクロロエチレンが17井戸、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が21井戸です。

なお、1井戸では2項目超過していました。

調査結果は、井戸所有者に通知を行うとともに、基準を超過した井戸については、当該市町及び支庁、地域振興局等関係機関と連携して、水道への切り替え等の指導を行っています。（表1-38、資料編2-(1)-③）

表1-38 平成19年度環境基準項目測定結果（環境基準値超過井戸）

調査区分	調査本数	調査市町	基準超過井戸数	基準超過井戸の項目別、市町別内訳と濃度範囲				
				砒素	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	硝酸性窒素 亜硝酸性窒素	ふっ素
				環境基準 (mg/L)				
				0.01以下	0.03以下	0.01以下	10以下	0.8以下
				濃度範囲 (mg/L)				
				0.012～0.014			11～13	1.4
				0.012～0.045	0.12	0.011～1.2	11～35	1.6～2.2
概況調査	81	24	4	鹿児島市(3)				鹿児島市(1)
		57	3				鹿児島市(1) 出水市(1)	鹿児島市(1)
汚染井戸 周辺地区 調査	10	4						
		6	2	鹿児島市(1)				鹿児島市(1)
定期モニタ リング調査	100	16	3				枕崎市(1) 薩摩川内市(1) 日直市(1)	
		84	38	鹿児島市(2)* 薩摩川内市(1)	阿久根市(1)	鹿児島市(11)* 薩摩川内市(2) 霧島市(4)	鹿児島市(5) 出水市(1) 指宿市(1) 日直市(2) 南さつま市(1) 南九州市(3) さつま町(3) 長島町(1) 和泊町(1)	
計	191	44	7	3			3	1
		147	43	4	1	17	20	2

※1井戸(鹿児島市)で、砒素、テトラクロロエチレンの2項目超過*

※市町の()内は、超過井戸数

※環境基準は、年平均値で評価するものとされている。

(6) 海水浴場調査

県内の主要な海水浴場について、毎年その水質等の現状を把握し、必要に応じて所要の措置を講ずるとともに、結果を公表して県民の利用に資することとしています。

平成19年度は、図1－12の20海水浴場（うち磯，生見海水浴場は鹿児島市が実施）について、シーズン前及びシーズン中の2回水質検査を実施した結果、全てが海水浴場として適当な水質でした。（表1－39，表1－40，図1－12）

表1－39 判定基準

区 分		項目	ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透 明 度
適	水質 A A	不検出 (検出限界 2 個/100ml)		油膜が認められない	2 mg/L以下 (減浴は 3 mg/L以下)	全 透 (1 m以上)
	水質 A	100 個/100ml以下		油膜が認められない	2 mg/L以下 (減浴は 3 mg/L以下)	全 透 (1 m以上)
可	水質 B	400 個/100ml以下		常時は 油膜が認められない	5 mg/L以下	1 m未満 ～ 5 0 cm以上
	水質 C	1,000 個/100ml以下		常時は 油膜が認められない	8 mg/L以下	1 m未満 ～ 5 0 cm以上
不 適		1,000 個/100mlを 超えるもの		常時油膜が認められる	8 mg/L超	5 0 cm未満 ※

注) 判定は、同一海水浴場に関して得た測定値の平均による。

「不検出」とは、平均値が検出限界未満のことをいう。

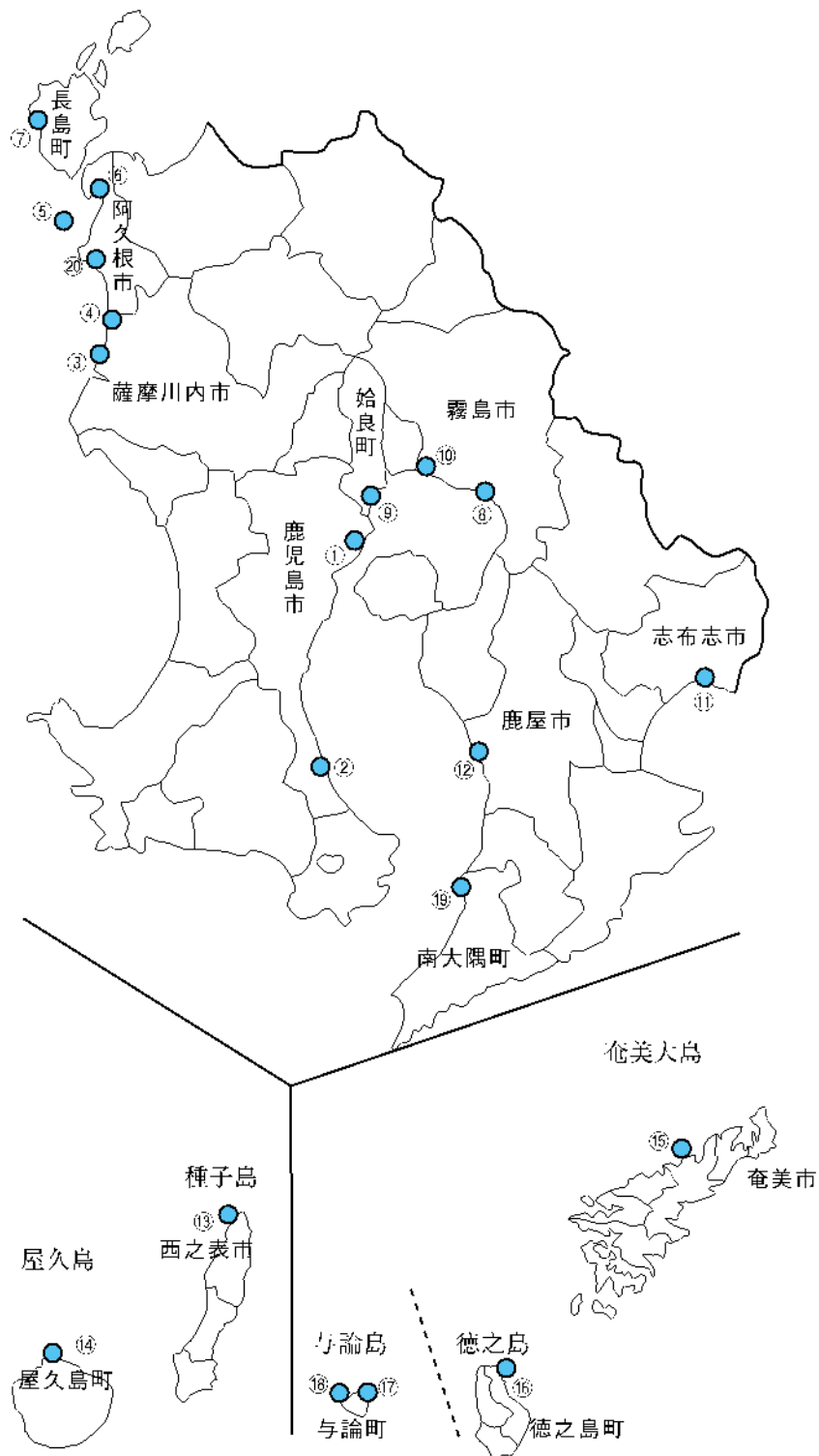
透明度（※の部分）に関しては、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができる。

表 1-40 平成19年度海水浴場水質調査結果（シーズン前）

番号	海水浴場名	市町村名	調査 月日	水 質 判 定 項 目				判 定
				臭/雑大腸菌数 (個/100ml) ※～数(半数)	油 膜	C O D (mg/L) ※～数(半数)	透明度 (m)	
1	磯	鹿児島市	5/8 9	<2~5 (2)	無	1.2~1.9 (1.6)	>1	適 AA
2	生 見	鹿児島市	5/15 16	<2~51 (9)	無	1.5~2.6 (2.1)	>1	可 B
3	唐 浜	薩摩川内市	5/15	<2~<2 (2)	無	1.1~1.2 (1.2)	>1	適 AA
4	西 方	薩摩川内市	5/15	<2~<2 (2)	無	1.3~1.4 (1.4)	>1	適 AA
5	阿久根大島	阿久根市	5/15	<2~<2 (2)	無	1.3~1.4 (1.4)	>1	適 AA
6	脇 本	阿久根市	5/15	<2~<2 (2)	無	1.1~1.6 (1.4)	>1	適 AA
7	長島青少年旅行村	長島町	5/15	<2~<2 (2)	無	1.0~1.4 (1.2)	>1	適 AA
8	国分キャンプ	霧島市	5/9	<2~4 (2)	無	2.4~2.6 (2.5)	>1	可 B
9	重 富	始良町	5/15	<2~2 (2)	無	2.4~2.4 (2.4)	>1	可 B
10	小 浜	霧島市	5/9	<2~<2 (2)	無	2.6~2.9 (2.8)	>1	可 B
11	ダグリー岬	志布志市	5/8	<2~2 (2)	無	1.2~1.3 (1.3)	>1	適 AA
12	浜 田	鹿屋市	5/9	<2~<2 (2)	無	1.1~1.3 (1.2)	>1	適 AA
13	浦 山	西之表市	5/14	<2~<2 (2)	無	0.9~0.9 (0.9)	>1	適 AA
14	一 湊	屋久島町	5/7	<2~<2 (2)	無	0.9~1.0 (1.0)	>1	適 AA
15	大浜海浜公園	奄美市	5/14	<2~<2 (2)	無	0.8~0.9 (0.9)	>1	適 AA
16	畦プリンスビーチ	徳之島町	5/14	6~10 (8)	無	0.9~1.0 (1.0)	>1	適 A
17	大 金 久	与論町	5/8	<2~<2 (2)	無	0.8~0.8 (0.8)	>1	適 AA
18	兼 母	与論町	5/8	<2~<2 (2)	無	0.8~0.8 (0.8)	>1	適 AA
19	ゴールドビーチ大浜	南大隅町	5/9	<2~2 (2)	無	0.9~1.0 (1.0)	>1	適 AA
20	大 川 島	阿久根市	5/15	<2~4 (2)	無	1.4~1.5 (1.5)	>1	適 A

※ >1は全透（水深1メートル以上）を表す。

図 1-12 海水浴場調査位置図



No	海水浴場名	面積	調査結果
①	磯	3.7畧	AA
②	生見	0.4畧	B
③	店浜	1畧	AA
④	西方	1畧	AA
⑤	阿久根大島	1.8畧	AA
⑥	脇本	1.5畧	AA
⑦	長島青少年旅行村	1.5畧	AA
⑧	国分キャンプ	7.5畧	B
⑨	重富	0.3畧	B
⑩	小浜	1畧	B
⑪	タグリ岬	4畧	AA
⑫	浜田	1.5畧	AA
⑬	浦田	2.5畧	AA
⑭	湊	1畧	AA
⑮	大浜海浜公園	11畧	AA
⑯	岬プリンスビーチ	5畧	A
⑰	大金久	1畧	AA
⑱	兼母	1畧	AA
⑲	ゴールドビーチ大浜	1畧	AA
⑳	大川島	1畧	A

(6) 土壌汚染

土壌汚染による人の健康被害の防止に関する措置等を定めた土壌汚染対策法が平成15年2月15日に施行されたことを受け、同法に基づく審査、指導等を行っています。

なお、平成20年3月末現在、指定区域の指定はありません。(資料編7-(1),(2))

土壌汚染対策法の概要

○ 目的

土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護する。

○ 仕組み

調査

- ・ 有害物質使用特定施設の使用の廃止時（法第3条）
- ・ 土壌汚染により健康被害が生じるおそれがあると都道府県等が認めるとき（法第4条）

↓ 土地所有者等（所有者、管理者又は占有者）

調査・報告 指定調査機関が調査

↓ 〈土壌の汚染状態が指定基準に適合しない場合〉

指定区域の指定

都道府県知事が指定・公示する（法第5条）とともに
指定区域台帳に記載して公衆に閲覧（法第6条）

指定区域の管理

【土地の形質の変更の制限】（法第9条）

- ・ 指定区域において土地の形質変更をしようとする者は、都道府県等に届出
- ・ 適切でない場合は、都道府県等が計画の変更を命令

↓ 〈汚染土壌による健康被害が生じるおそれがあると認めるとき〉

【汚染の除去等の措置】（法第7条）

都道府県知事が土地の所有者等又は汚染原因者に対し汚染の除去等の措置の実施を命令

汚染の除去が行われた場合は、指定区域の指定を解除（法第5条）